

## 議案第 1 号

### 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年4月**16**日

沖縄県教育委員会

教育長が「指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号)第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

## 指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第25条の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の2第2項の規定に基づき、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教員の認定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規則において、「教員」とは、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の任命に係る教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（条件付採用期間中の者及び臨時に任用された者を除く。）をいう。

2 この規則において、「指導が不適切な教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者
- (2) 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者
- (3) 児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導その他の職務を適切に行うことができない者

### (指導が不適切な教員の認定に係る申請)

第3条 指導が不適切な教員の認定に係る申請については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「申請者」という。）が、教育委員会に対して行うものとする。

- (1) 市町村立の学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会
- (2) 県立の学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する学校の校長

### (事実の確認の方法)

第4条 教育委員会は、前条の申請に係る教員の指導が不適切であるとする事実について、申請者に必要な資料の提出を求め、又は実地に調査するものとする。

### (医師の意見の聴取)

第5条 教育委員会は、第3条の申請に係る教員のうち第2条第2項各号に該当する原因が精神疾患その他の疾病に起因する可能性があるものについては、医師をして診断を行わせるものとする。

### (指導が不適切な教員の認定)

第6条 教育委員会は、第3条の申請に係る書類及び第4条の規定による事実の確認の結果に基づき、申請に係る教員が指導が不適切な教員であるか否かについて認定するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定を行うに当たっては、あらかじめ、申請に係る教員に意見を述べる機会を与えるものとする。

3 教育委員会は、第1項の認定を行うに当たっては、あらかじめ、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者である者（以下「専門家等」という。）の意見を聽かなければならない。

### (指導改善研修)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により指導が不適切な教員と認定された者に対し、学校その他の教育機関において教特法第25条の2第1項の規定に基づく研修（以下「指導改善研修」という。）を実施するものとする。

2 前項の指導改善研修の期間は、1年を超えないものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 教育委員会は、指導改善研修の実施にあたり、指導改善研修を受ける者の能力、適正等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成するものとする。

### (指導が不適切な教員の認定の解除等)

第8条 教育委員会は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行い、次の各号に掲げるいずれかの決定を行うものとする。

- (1) 指導が不適切な教員の認定を解除すること。
- (2) 指導が不適切な教員の認定を継続すること。

- 2 前項の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定の手続については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 教育委員会は、第1項の決定において指導が不適切な教員の認定を継続することとした者に対して、教特法第25条の3の規定による必要な措置を講ずるものとする。  
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、沖縄県教育委員会教育長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則の廃止)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則（平成15年沖縄県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

# 規則の概要説明

県立学校教育課

## 1 制定の理由

教育公務員特例法の一部改正（平成19年6月27日公布、平成20年4月1日施行）により、指導が不適切な教員の認定の手続等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとされた。そのため、これまで運用してきた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則（平成15年沖縄県教育委員会規則第3号）」及び「指導力不足等教員に係わる取扱要綱」を廃止し、同法25条の2第5項及び第6項の規定に基づき新たに教育委員会規則として制定したものである。

## 2 主な制定内容

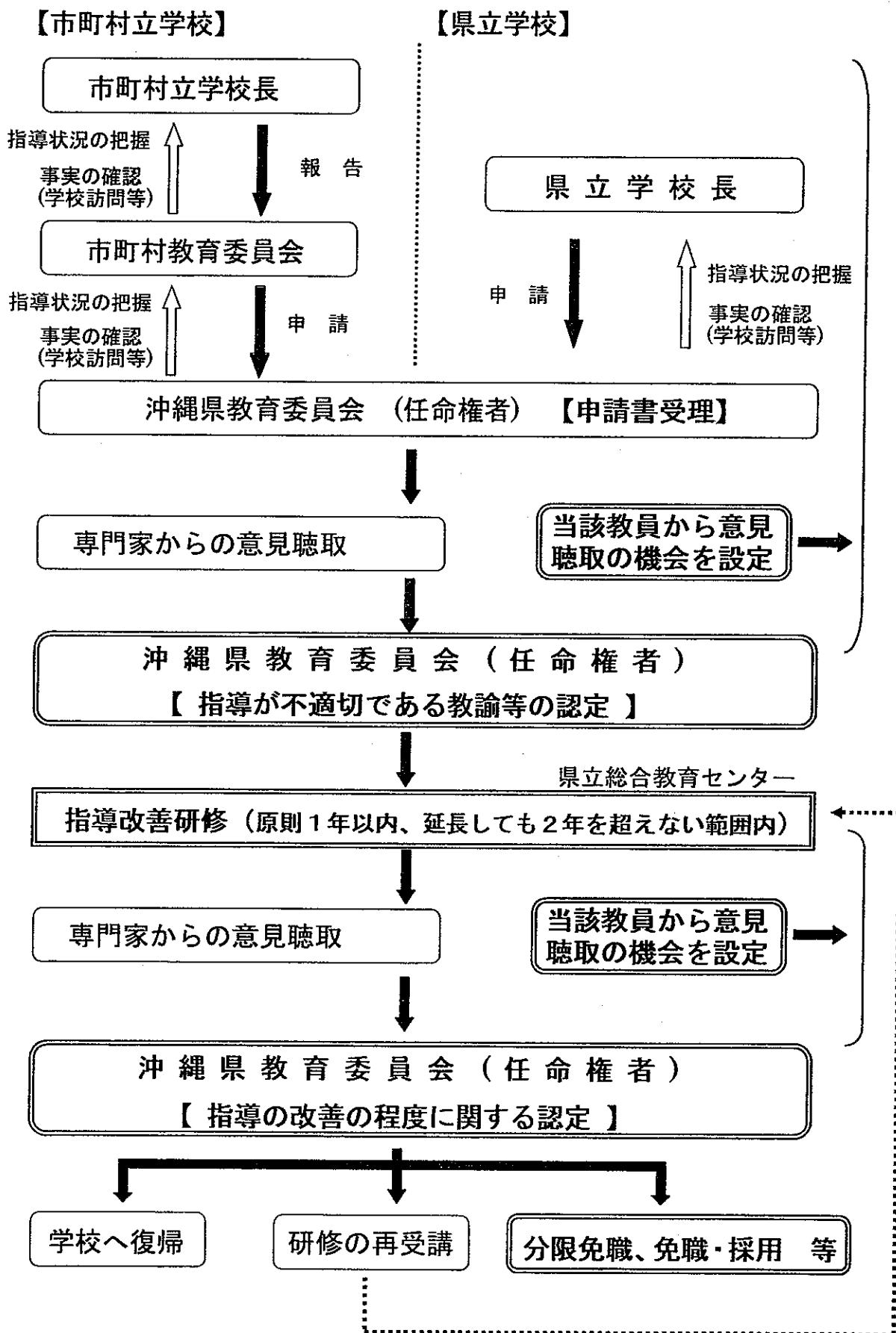
指導が不適切な教員の認定の手続等に関し、指導が不適切な教員の認定に係る申請方法、事実の確認の方法、指導が不適切な教員の認定の可否、指導改善研修の実施及び指導が不適切な教員の認定の解除等について規定するものである。

なお、同規則の施行に関し必要な事項は、「指導が不適切な教員の認定の手続等に関する要綱」で定める。

## 3 添付資料

- (1) 認定手続等の流れ(イメージ図)
- (2) 教育公務員特例法25条の2・3

## 認定手続等の流れ(イメージ図)



教育公務員特例法

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

平成二〇年四月一日から施行

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

平成二〇年四月一日から施行